

# 宮津市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

宮 津 市

(策 定：令和3年10月)

(一部改訂：令和4年9月)

— 目 次 —

1	基本的事項	1
	(1) 宮津市の概況（自然的、歴史的、社会経済的条件）	
	(2) 人口及び産業の推移と動向	
	(3) 行財政の状況	
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
	(7) 計画期間	
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
	(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
3	産業の振興	16
	(1) 産業の振興の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 産業振興促進事項	
	(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	
4	地域における情報化	24
	(1) 地域における情報化の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	26
	(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	

6	生活環境の整備	29
	(1) 生活環境の整備の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	34
	(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8	医療の確保	38
	(1) 医療の確保の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
9	教育の振興	39
	(1) 教育の振興の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10	集落の整備	42
	(1) 集落の整備の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
11	地域文化の振興等	44
	(1) 地域文化の振興等の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12	再生可能エネルギーの利用の推進	46
	(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	
	(2) 現況と問題点	
	(3) その対策	

## 1 基本的事項

### (1) 宮津市の概況(自然的、歴史的、社会経済的条件)

#### ①自然的条件

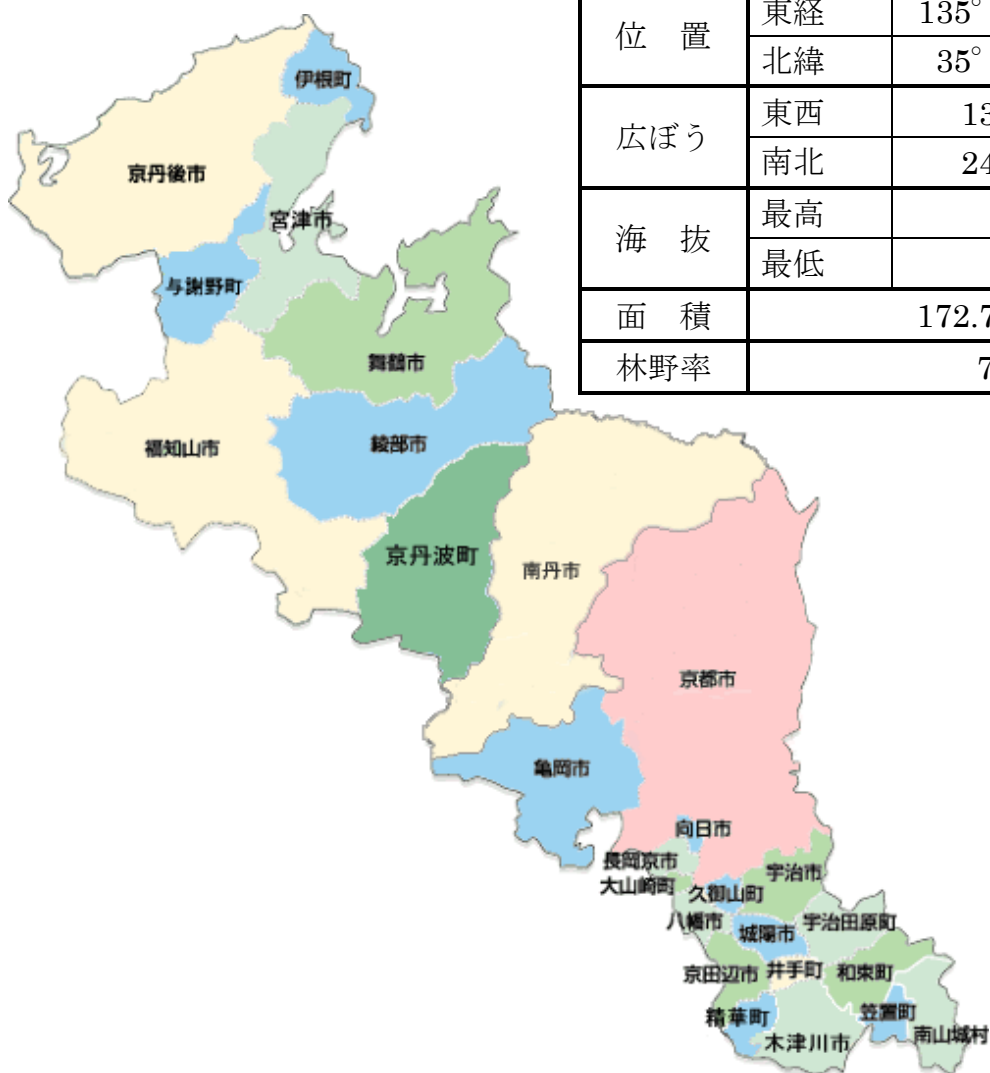
宮津市は、京都府の北西部、丹後半島の付け根に位置し、東は舞鶴市、南は福知山市、西は与謝野町及び京丹後市、北は伊根町に接している。宮津港を中心とした海域は日本海若狭湾に属している。

気候は、山陰地方特有の気象に類し、年間降水量は比較的多く、夏季は高温多湿で晴天の日が続き、冬季には日本海特有の「うらにし」と称されるしぐれや降雪の日が続く。

宮津港は、風波穏やかな天恵の良港で、海岸線及び世屋高原、大江山地帯は、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、特別名勝「天橋立」をはじめとする景勝地に恵まれている。

表 1 - 1 自然的条件

位 置	東経	135° 12'
	北緯	35° 32'
広 ぼう	東西	13.0km
	南北	24.0km
海 抜	最高	763m
	最低	0m
面 積	172.74km <sup>2</sup>	
林野率	78.3%	



## ②歴史的条件

これまでの遺跡・古墳の発掘調査などから、宮津の地は縄文・弥生・古墳時代と続く長い歴史を有することが明らかになっており、地名として、平城宮跡出土木簡に「宮津郷烏賊二斤」とあり、ついで「和名抄」には宮津郷とあるのが見られる。

奈良時代の和銅6年(713年)、丹波国から丹後国が分かれ、国分寺、国府が府中に置かれたとされ、中世には国衙が、室町から戦国時代にかけては守護所が置かれていた。

14世紀末からは一色氏が守護として勢力を持っていたが、16世紀末、細川藤孝・忠興父子が織田信長の命を受け、明智光秀とともに丹後を平定、天正8年(1580年)、丹後を与えられ宮津八幡山城に入り、その後平地に城を移して城下町を開いたとされている。

江戸時代に入り、細川氏に代わって京極高知が12万3千石で丹後入りし、元和8年(1622年)になると、その子高広が7万8千石で宮津に封じられ、町の本格的な建設を始めた。

京極氏のあと、永井氏、阿部氏、奥平氏、青山氏が続き、宝暦8年(1758年)から幕末までは本庄氏が藩主を務めた。この間、近世における丹後地方の政治・経済・文化の中心として発展した。また、宮津港は、天然の良港であり、北は酒田、松前、西南は九州、四国、大阪に至る船が入港、港町としても栄えた。

明治維新廃藩後の宮津は、宮津県や豊岡県管下に属し、明治9年(1876年)には京都府に編入され、宮津支所が置かれた。

明治22年(1889年)、町村制の施行とともに宮津町ほか10村が誕生、大正13年(1924年)には鉄道が開通したほか、宮津港も沿岸を主とした航路の要としての役割を果たすなど、丹後地域の中心的都市として発展を続けた。宮津町は昭和26年4月に上宮津村を編入し、昭和29年6月には栗田、吉津、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷の各村と合併して宮津市が誕生し、さらに昭和31年9月には由良村と合併して今日に至っている。

## ③社会経済的条件

高速道路網は、阪神地区・山陽地区と日本海側を結ぶ舞鶴若狭道と連絡する京都縦貫自動車道綾部宮津道路(宮津天橋立インターチェンジ)が平成15年3月に開通、平成27年7月には京都縦貫自動車道が全線開通した。また、本市から鳥取市まで日本海側を東西に縦貫する地域高規格道路・鳥取豊岡宮津自動車道についても宮津天橋立インターチェンジから与謝天橋立インターチェンジまでの間が平成23年3月に開通、平成28年10月には

京丹後市の京丹後大宮インターチェンジまで延伸した。また、一般国道 176 号(宮津市～大阪市)、178 号(舞鶴市～鳥取県岩美町)、312 号(宮津市～姫路市)が市内を横断、縦貫しており、舞鶴市、福知山市、与謝野町、伊根町と連絡している。市内では、これら一般国道に主要地方道・一般府道、市道がつながり、道路網を形成している。

鉄道網については、市域を運行しているのは平成 27 年 4 月の上下分離方式による鉄道事業再構築により誕生した京都丹後鉄道のみである。路線は宮津市から福知山市を結ぶ宮福線と、舞鶴市から宮津市を結ぶ宮舞線、宮津市から豊岡市を結ぶ宮豊線であり、宮福線は市域南部を縦貫し、宮舞線、宮豊線は市域東西を横断し、3 路線が宮津駅で結節している。

平成 26 年 7 月に全線開通した舞鶴若狭道もあわせ、道路、鉄道の広域交通網については、近年、大きく整備が進み、本市と京阪神地域、北陸地域、中京地域との時間距離は大幅に短縮した。

しかしながら、これまでの社会基盤整備の遅れや高度成長期を通じての都市部への人口流出及び北近畿一円の人口減少による経済環境の低迷、また、短縮されたとは言え、大消費地である京阪神地区との距離コストが大きいこと等から、企業の進出や地域内での起業等は大きな成果を上げることができていない。また、特別名勝「天橋立」をはじめ多くの景勝地を要することから年間 300 万人にのぼる観光客が訪れているが、これを十分に地域経済に結びつけることができていない。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ①人口の現況と動向

本市の人口は、ピーク時の 36,200 人(昭和 30 年国勢調査)から一貫して減少し、平成 27 年国勢調査では 18,426 人、令和 3 年 6 月末時点では 17,154 人(住民基本台帳)となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口では、令和 22 年には 10,780 人まで減少することが見込まれている。

また、年齢 3 区分人口割合をみると、年少人口及び生産年齢人口については、人口減少と高齢化の進展により、人口に占める割合が減少しており、昭和 30 年(国勢調査)から平成 27 年(国勢調査)にかけて、年少人口割合が 32.3%から 10.1%、生産年齢人口割合が 60.2%から 49.9%にそれぞれ減少している。一方、老年人口割合は、11.1%から 40.0%と大幅に増加しており、京都府平均 27.5%、全国平均 26.6%と比較しても大きく上回っている。

自然増減(出生・死亡)については、昭和 60 年頃からは出生数を死亡数が

上回る状態になり、令和元年には 243 人の自然減となっている。なお、合計特殊出生率をみると、平成 25～29 年の平均は 1.54 となっている。

社会増減(転入・転出)については、年によって変動があるものの転出と転入の状況は、一貫して転出超過が続いている。令和元年には 63 人の社会減となっている。

表 1-2 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 34,799	人 30,194	% △13.2	人 26,450	% △12.4	人 21,512	% △18.7	人 18,426	% △14.3
0歳～14歳	10,457	6,646	△36.4	4,570	△31.2	2,656	△41.9	1,870	△29.6
15歳～64歳	21,431	19,700	△8.1	16,531	△16.1	11,917	△27.9	9,190	△22.9
うち15歳～29歳(a)	7,772	6,257	△19.5	3,884	△37.9	2,368	△39.0	1,763	△25.5
65歳以上(b)	2,911	3,848	32.2	5,349	39.0	6,939	29.7	7,366	6.2
(a)／総数 若年者比率	% 22.3	% 20.7	—	% 14.7	—	% 11.0	—	% 9.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.4	% 12.7	—	% 20.2	—	% 32.3	—	% 40.0	—

表 1-3 人口の見通し

	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年	令和 37 年	令和 42 年	令和 47 年
総人口	18,426	16,784	15,202	13,663	12,208	10,780	9,435	8,221	7,122	6,136	5,231
年少人口比率	10.1%	9.2%	8.3%	7.6%	7.0%	6.6%	6.3%	5.9%	5.6%	5.2%	5.1%
生産年齢人口比率	49.9%	47.4%	45.8%	44.5%	43.7%	41.1%	40.0%	39.7%	39.2%	38.8%	37.5%
老年年齢人口比率	40.0%	43.4%	45.9%	47.9%	49.3%	52.3%	53.7%	54.4%	55.2%	56.0%	57.4%
75歳以上人口比率	22.6%	25.1%	29.4%	32.1%	33.9%	35.1%	35.8%	38.6%	40.0%	40.3%	40.5%

## ②産業の現況と動向

産業構造については、城下町・港町として、また天橋立を中心とする観光地として振興してきたこともあり、第 3 次産業の占める割合が高く、第 1 次産業 7.9%、第 2 次産業 19.2%、第 3 次産業 72.9%(いずれも平成 27 年国勢調査)という構成比になっている。

産業活動では、近年の観光消費額は横ばい状態であるが、令和元年の年間製造品出荷額は平成7年の約51%となる95億円、平成28年の年間商品販売額は平成6年の約49%の238億円となり、産業が大きく衰退している。

表1-4 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,203	人 16,310	% △9.1	人 13,749	% △6.0	人 10,411	% △9.5	人 8,414	% △19.2
第一次産業 就業人口比率	6,256 36.4%	2,761 16.9%	△26.9	1,617 11.8%	△21.5	1,040 10.0%	△3.2	666 7.9%	△36.0
第二次産業 就業人口比率	4,000 23.2%	5,246 32.2%	△9.8	3,975 28.9%	△5.9	2,373 22.8%	△20.6	1,611 19.2%	△32.1
第三次産業 就業人口比率	6,947 40.4%	8,303 50.9%	△0.5	8,157 59.3%	△2.2	6,998 67.2%	△6.0	6,137 72.9%	△12.3

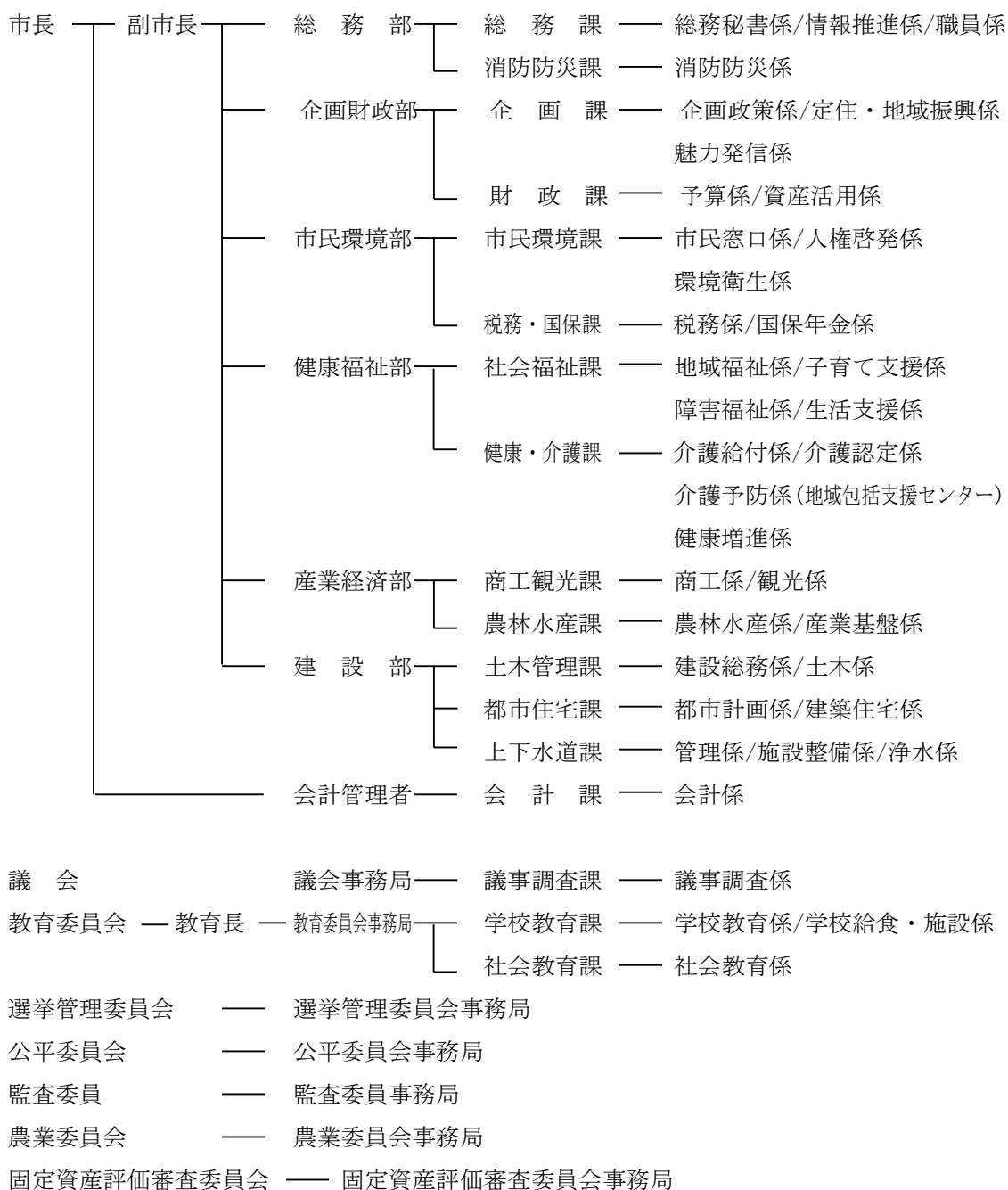


### (3) 行財政の状況

#### ①行政機構

過疎化の進行や多様化する行政需要に応えるため、第2期行財政運営指針に財源不足解消に向けた対策と人件費の削減を掲げ、市役所の組織・職員定数の見直しにより簡素で効率的な執行体制の構築や業務改善、職員の生産性向上を図りつつ、積極的な行政運営に努めている。

表1-5 宮津市行政機構図



## ②財政の状況

本市では、人口減少や景気低迷などによる市税収入の減少、また今後想定される社会保障費の増加などにより、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で 18 億円の収支不足が見込まれたことから、「財政健全化計画 2011」（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定し、財政健全化に努めてきた結果、収支は改善し、一定の基金造成も行うことができた。平成 28 年度からの 5 年間は、行財政運営の健全化等を基本指針とする「宮津市財政運営指針」（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定し、行財政運営に当たってきたが、平成 28 年度以降、生活関連基盤の集中的な整備や連続した災害の発生等により財政状況は急速に悪化し、令和元年度からの 5 年間で約 41 億円の財源不足が見込まれたことから、平成 31 年 2 月に全庁挙げての幅広い「財政健全化に向けた取組」を取りまとめ、行財政の健全化に取り組んでいる。

また、安定した行財政基盤の構築に向け、「宮津市第 2 期行財政運営指針」（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定し、中長期的な視点で行う高コスト体質の改善に取り組んでいる。

本市の令和元年度普通会計決算は、歳入 14,128 百万円、歳出 14,050 百万円（いずれも市債の借換分を除く。）であり、歳入のうち自主財源は 3,618 百万円（25.6%）、依存財源は 10,510 百万円（74.4%）である。歳出のうち義務的経費は 5,136 百万円（36.6%）、投資的経費は 2,618 百万円（18.6%）、その他の経費は 6,296 百万円（44.8%）であり、財政健全化に向けた取組を進めているが、依然として経常収支比率は 98.8%、平成 29 年度から令和元年度の 3 か年の平均財政力指数は 0.422 と厳しい状況にある。

表 1－6 財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	13,052,138	11,361,650	14,128,304
一般財源	8,255,164	6,991,063	6,860,042
国庫支出金	1,992,913	1,286,408	1,871,027
都道府県支出金	990,317	978,010	1,218,567
地方債	875,063	966,848	3,106,338
うち過疎対策事業債	256,800	454,000	1,890,400
その他	938,681	1,139,321	1,072,330
歳出総額 B	12,920,052	11,265,332	14,049,624
義務的経費	5,843,525	5,585,609	5,136,060
投資的経費	2,162,350	1,230,016	2,617,682
うち普通建設事業	2,144,882	1,230,016	1,627,078
その他	4,914,177	4,449,707	6,295,881
過疎対策事業費	658,537	659,018	2,082,768
歳入歳出差引額 C (A-B)	132,086	96,318	78,681
翌年度へ繰越すべき財源 D	127,775	1,051	9,619
実質収支 C-D	4,311	95,267	69,062
財政力指数	0.437	0.410	0.422

公債費負担比率	25.3	21.1	18.3
実質公債費比率	17.1	16.1	20.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	86.8	96.0	98.8
将来負担比率	249.8	152.8	243.0
地方債現在高	15,341,892	12,617,516	17,069,963

### ③主要公共施設等の整備状況

本市における主要公共施設等について、市道の改良率は 28.69%から 48.68%、水洗化率は皆増の 81.09%と、いずれも昭和 55 年度末から大きく整備が進んでいる。

表 1－7 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道 (m)	241,516	242,366	254,109	265,651	270,804
改良率 (%)	28.69%	37.35%	42.80%	46.75%	48.68%
舗装率 (%)	49.03%	72.56%	76.13%	78.30%	79.44%
農道 (m)				79,417	79,417
耕地 1ha あたり農道延長 (m)	82.56	91.26	101.12	98.17	97.92
林道 (m)				42,475	42,240
林野 1ha あたり林道延長 (m)	6.10	12.30	15.05	3.13	3.55
水道普及率 (%)	99.23%	99.46%	99.80%	99.86%	99.98%
水洗化率 (%)			23.4%	53.3%	81.09%
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	3.75	4.10	3.75	3.73	3.69

### (4) 地域の持続的発展の基本方針

日本全体の人口減少が続き、今後の人口増加が非常に難しい中、10 年後も活力ある宮津市を実現するためには、これまでに整備、確立してきた社会基盤等を十分に活用した上で、性別や年齢等にかかわらず宮津市に住む人、宮津市にかかわる人一人ひとりが、それぞれの希望に応じた役割や生きがいを持って活躍することで地方創生を進め、持続的発展が可能な豊かなまちにしていくことが必要である。

本市市政運営の根幹をなす令和 3 年度から始まる「第 7 次宮津市総合計画」及びまち・ひと・しごと創生法に基づく「第 2 期宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「若者が宮津に住みたい、住み続けたいと思えるまちの実現に向けた『若者が住みたいまちづくりプロジェクト』」と「地域経済力が高まり、市民一人ひとりの所得が向上するまちの実現に向けた『宮津の宝を育むチャンレンジプロジェクト』」の 2 つを重点プロジェクトとして位置付けており、京都府や近隣市町とも連携しながら、市民・経済界をはじめ各界各層とともにこれらの事業を積極的に推進する。

「若者が住みたいまちづくりプロジェクト」においては、若者世代の定住を増やし、出生数の増加につなげるため、若者が宮津に住みたい、住み続けたいと思えるよう、郷土愛の醸成や子育て世代のサポート等を行い、地域ぐるみで多様なライフスタイルが実現できる暮らしやすいまちづくりを推進する。

「宮津の宝を育むチャンレンジプロジェクト」においては、新たな雇用の創出や生産性の向上等により地域経済力を高め、市民所得の向上を図るため、地域で活躍する「人」を育成するとともに、地域の宝(ヒト・モノ・コト)を使ったビジネスにチャレンジする市内の企業・地域・団体等の応援や市外企業の誘致を推進する。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
人口	(R 7) 15, 202 人 ※社人研推計値	15, 450 人
合計特殊出生率	1. 54 (H25～H29)	1. 80 (H30～R 4)
転出超過数の減少	△63 人/年	0 人/年
宮津市に住み続けたい人の割合	61%	80%
納税義務者 1 人当たり課税対象所得	269. 1 万円	300 万円

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

有識者や市内各団体・市民等の代表で構成する宮津市総合計画有識者会議(仮称)において、毎年度、点検・評価を実施し、効果を検証する。

#### (7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、平成 28 年 3 月に策定した「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

「宮津市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な考え方は次のとおりである。

〈宮津市公共施設等総合管理計画〉（一部抜粋）

今後の公共施設等の更新について、係る費用の山を低く、ゆるやかにし、施設保有量(床面積)を減らしても適切なサービスを提供できるよう、施設ごとの機能や利用実態を踏まえ、類似・重複した施設の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要があります。

※「山を低くする」には施設保有量(床面積)を削減することが、「山をゆるやかにする」ためには老朽化施設を長寿命化することが必要となります。

※現在の財政状況を継続すると仮定した場合、公共施設等を維持管理していくためには、次の「施設保有量削減を行った場合の将来コスト推計」や「施設保有量削減+長寿命化を行った場合の将来コスト推計」にあるように、「公共建築物を床面積で約3割程度削減すること」などで、更新費用に係る山を低く、ゆるやかにしていく必要があると見込まれます。

※施設整備3原則

- ①（しっかりと整理を行った上でなければ）新規整備は原則として行わない（総量抑制）。
- ②施設の更新(建替え)の際には複合化を基本とする。
- ③施設総量を削減する。

また、市民の主体的な取組を行政がバックアップするという役割分担も意識しながら、地域の公共施設等のあり方を検討し、具体的には、次の8つの方針のもと、公共施設等の提供による市民サービスレベルを確保しつつ、しっかりと利用促進を図った上で、公共施設等の最適配置や効率的な運営を行っていく必要があります。

3-（1）点検・診断等の実施方針

個別施設の方針等決定に当たっては、経年による劣化状況、性能低下状況、管理状況、利用状況等を把握し、評価基準に従って評価を行い、今後の管理方針を検討します。

3-（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等により、必要な施設のみを計画的に更新するとともに、当面維持することとした施設については、適切な予防保全の実施により長寿命化を図ります。

3-（3）耐震化の実施方針

防災対策上重要性の高い施設で耐震性が低い施設については、優先して耐震改修を実施していくこととします。

また、今後の施設のあり方を検討しているものについては、その結

論を待ってから実施していくこととします。

### 3－（４） 長寿命化の実施方針

老朽化の進行等により長寿命化を検討するとした場合は、建替えを行った場合のLCC(ライフサイクルコスト)との比較を行うなど、長期的な視点をもって、判断していくこととします。

### 3－（５） 統合や廃止の方針

施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を削減します。

また、複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化を図るとともに、施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を検討していくこととします。

### 3－（６） PPP/PFI・広域連携を視野に入れた検討

基本方針に基づき施設整備を行う際は、既存公共施設等の有効活用、民間資金・民間手法の活用として、PPP/PFIを事業手法の選択肢に入れて検討していくこととします。

また、隣接市町との広域連携(共同設置、相互使用、機能分担)の視点で検討を行い、近隣市町の施設の有効活用など、広域的視点からの最適配置を検討していくこととします。

### 3－（７） 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が高いと認められた施設や統廃合・老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利活用見込みのないと判断した施設等については、解体撤去するなど、住民の安全の確保を図ります。

### 3－（８） 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

多岐にわたる公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、職員一人ひとりが従来の施設(部局)単位での管理状況から抜け出し、常に経営的視点をもって、全体の最適化を目指す取組体制を構築することが必要であり、施設ごとに担当員を設置し、必要な研修を実施するなどの取組を進めます。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

地域間交流の促進については、地域外の人々が地域住民との継続した協働で、その関わりの度合を深め、信頼のネットワークで人がつながるまちを目指し、二地域居住、副業人材など、地域と関わりを持つ地域外の人々との関係を深め、ファンづくりを進めることにより関係人口づくりを推進するとともに、地域外の人を受け入れる拠点の整備や受け入れしやすくする場づくり、受入地域の意識醸成などを進め、より深い関係人口づくりを進める。

移住・定住の促進については、移住者と地域住民との協働で「住みたい」・「住み続けたい」・「住んでほしい」と思える活力あるまちを目指し、地域ブランド力を高め、きめ細やかな情報発信を行うとともに、魅力ある空き家の確保や移住者のニーズに合った物件の確保に努めるなど、都市部等から移住者等と呼び込むとともに、高校や地域と連携し、ふるさとに帰りたいと思う気持ちの醸成を進め、Uターンの取組を強化する。

人材育成では、誇りと愛着を持った自分たちの住むまちを支える人材を確保・育成し、自らの思いが実現できるまちを目指し、外部専門家等や先進地視察等を通じた新たな地域づくりを進める地域のリーダーや担い手を育成するとともに、企業や地域等の意識醸成や地域大学等と連携したオンライン講座の実施など気軽なリカレント教育の機会づくりを進め、社会人の学びなおしの機会を作り、人材育成につなげる。

### (2) 現況と問題点

#### ア 移住・定住・地域間交流の促進

##### 〈地域間交流の促進〉

人口減少・高齢化から生じた担い手不足により集落機能の維持が困難となっている。また、国の策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少と東京圏への一極集中の是正に向けた取組として、地方とのつながりを強化する関係人口の創出・拡大の方向性が示されているとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に新しい働き方として関心が高まるテレワークやワーケーション等は、都市部から地方への新たな流れとなっている。

##### 〈移住・定住促進〉

働き方や生き方についての価値観の多様化や情報通信技術の普及・発達によりテレワークが可能になるなど、都市部から地方への移住「田園

回帰」の高まりがうかがえる。宮津市への移住者アンケート(R2.8 実施)からは、移住者へのアフターフォローの大切さと、地域の受入側による移住者に対するケアも大切であることが分かり、受入側のマインド醸成が求められている。また、アンケートでは、宮津市を選んだ理由の一番は希望する物件があったこととなっており、空き家バンクへの登録の促進とともに移住者ニーズに応じた物件確保が必要となっている。

京都府移住の促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例に基づく「移住促進特別区域」に指定された地域は市域の半分に留まっており、市域全体での移住の取組の拡大が必要である。

就職・進学等の宮津市出身者がUターンする割合は低く(H17 国調 15-19 歳 1,002 人→H22 国調 20-24 歳 447 人(H17 比 △555 人 55.4%が進学就職で転出)→H27 国調 25-29 歳 590 人(H22 比+143 人、転出者のうち 1/4 がUターン)、Uターンを増やす取組も必要である。

## イ 人材育成

まちづくり活動や地域貢献といった社会の一員として何か役に立ちたいという意識が高まっているものの、自治会等の地域組織運営の担い手が不足するなど実際の現場では地域活動への参加に結びついていない。また、過疎・高齢化集落の維持存続を図る上で不可欠な地域外の人々との連携や次世代の地域の担い手確保・育成もできていない状況となっている。

人口減少、高齢化が進む中、企業や地域のこれからの担う人材の育成がこれまで以上に重要となっており、先進技術の取得など内部人材のレベルアップが急務となっている。先進技術の取得のためには大学等でのリカレント教育が有効であるが、企業や地域、個人等のリカレント教育への関心が薄く、資金負担等にも課題があり、進んでいない。

### (3) その対策

#### ア 移住・定住・地域間交流の促進

##### 〈地域間交流の促進〉

- ・Web 技術を活用し、都市部の副業・兼業プロ人材の知見をいかした地域活性化や関係人口づくりに取り組む。
- ・本市出身者等とのネットワークづくりを進めるなど、地域外の人々との多様な関わりを作り、地域のファンを増やすことで関係人口の深化を進める。
- ・地域住民が地域外の人々との関わりを深めるための中間支援組織の育



成やマインド醸成セミナー、オンラインイベントに取り組む。

- ・ コワーキングスペース、ワーケーション等、都市部の企業等と地域が関わる拠点整備を進めるとともに、都市部人材の誘致に取り組む。
- ・ 地域内外の人々が気軽に集い、対話できるほか、実践スキル・ノウハウ・人脈などが得られる「場づくり」に取り組む。

### 〈移住・定住促進〉

- ・ みやづ UI ターンサポートセンターを移住・関係人口総合センターに拡充し、空き家や子育て、コワーキングスペースなど移住希望者の求める情報を収集・提供するとともに、働く場のマッチングは、ハローワーク及び京都ジョブパーク等と連携して進める。
- ・ 都市部での移住希望者の拡大に向け、オンラインの相談会や空き家見学などに取り組む。
- ・ 北部7市町で構成する北部地域連携都市圏による移住サイト「たんたんターン」など地域ブランディング等の連携事業を推進する。
- ・ 菜園や農地付きの空き家、海の見える空き家など居住可能な空き家を確保し、空き家バンクへの登録を促進する。
- ・ 地域自らが取り組むお試し住宅の設置など、移住希望者の受け入れ活動を支援する。
- ・ 空き家や若者定住促進住宅(城東タウン)の活用により、若者世代の移住・定住を促進する。
- ・ 次代を担う人材の育成・確保と定住促進を図るため、Uターン者の返還免除規定を含む奨学金制度を創設・運用する。

### イ 人材育成

- ・ 地域内の団体・組織等との連携や先進地取組の視察などのセミナー等を実施するとともに、本市出身者や外部専門家派遣制度の活用などにより、地域リーダーを育成する。
- ・ 専門家等と連携し、リスクを冒してでも新たなことにチャレンジしていく人材を育成し、企業や地域での新規事業を創出する。
- ・ 大学等と連携したオンライン講座や e ラーニングなど受講しやすいリカレント教育を実施する。

#### (4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流	定住促進住宅整備事業 ワーケーション等推進事業	宮津市 宮津市	

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

### 3 産業の振興

#### (1) 産業の振興の方針

農林水産業振興として、豊かな自然が育んだ地場産品が「宮津の食」を支えるブランド力を持ち、農林水産業が安定した経営と良好な労働環境の下、魅力あるビジネスとして営み続けられるまちを目指し、農林水産業を効率的に営むことができるよう、スマート技術の実装による生産力の強化を図るとともに、生産基盤となる施設の維持・整備、農地の利用集積・流動化、有害鳥獣対策などを進め、生産現場の環境を整える。また、農林水産業が次代へ引き継がれるよう、経営の安定化や担い手の育成を図るとともに、地域課題の解決に取り組み、農山漁村の活性化を進める。あわせて、京のブランド産品「やまのいも」や「丹後とり貝」などの生産拡大や品質向上、新たにブランド化を進めるオリーブの商標登録や販路拡大、観光地である強みをいかした市内の旅館・ホテルや飲食店への流通などによる地産地消の推進、6次産業化・農水商工観連携による商品開発やグリーンツーリズムなどの推進を図ることで、農林水産事業者の稼ぐ力を高める。

企業誘致・起業の促進、商工業振興として、活発な投資により商工業が活性化し、Made in MIYAZU の商品があふれ、全ての世代が誇りを持って働けるまちを目指し、関係機関と連携した積極的な企業誘致を行うとともに、創業や事業承継などの取組を支援し、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化を進める。また、市内事業者の新たな技術の導入や事業継続を関係団体と連携し支援することにより、将来にわたり活躍する人材・企業の育成を図る。海の幸・山の幸など地域資源をいかした商品づくりや店舗づくりを進め、宮津ならではの食の魅力を向上させるとともに、拠点施設の活性化や空店舗の活用等により中心市街地、商店街等を活性化させ、まちのにぎわいを創出する。

観光の開発に向け、満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気のあるまちを目指し、新たな観光戦略の下、農林水産事業者や商工業者のほか、海の京都 DMO や各種関連団体等との連携を深め、食、自然、歴史文化、イベントなどの地域資源をより誘客力の高いものに磨き上げるとともに、観光地としてのブランディングや魅力的な滞在コンテンツの造成・商品化を進めることで、高付加価値・高単価の滞在型旅行を進め、足腰がしっかりとした稼ぐ観光地づくりを図る。ポストコロナを見据えるとともに、国内外の人の移動が活発化する 2022 年のワールドマスタース 2022 関西、2025 年の大阪・関西万博の開催をインバウンドの需要回復の機会として捉え、インバウンド市場の再開時プロモーションや新たな商品造成、外国人観光客の受入環境の整

備を図る。

## (2) 現況と問題点

### ア 農林水産業

#### <農業>

本市の農業については、高齢化や後継者不足が顕著で、事業継続が困難な状況となっており、耕作放棄地(H27:404ha→R2:433ha)も拡大している。農業産出額は、府内で21位と低迷している。このような中、生産者の減少や高齢化などの課題に対応するため、スマート農業を取り入れた効率的な生産方法の推進が必要となっている。

イノシシ、シカなどの有害鳥獣による農作物被害は、防除対策によりほぼ横ばい(H29:433万円→R2:490万円)となっているが、防護柵の更新や維持管理に係る負担が生じている。

ブランド化を進めている農産物の出荷額(オリーブ H28:142万円→R2:304万円)は、伸び悩みの状況であり、経営の安定のため、今後、こうした農林水産物の生産拡大やブランド力の向上、安定供給などが必要である。

市内の旅館・ホテルや飲食店などにおいて、市内産の農林水産物の消費が進まず、観光地の強みを活かしきれていない状況にある。また、都市部の大規模消費地まで距離があるため、輸送コストなど販売経費の面で不利であり、農産物は少量多品目生産のため、まとまった需要への対応においても苦戦を強いられている。

#### <林業>

本市の林業については、本市域の約80%を占める森林面積13,516haのほとんどは民有林(うちスギ・ヒノキの人工林3,028ha)であるが、民有林所有者の大部分は3ha以下の小規模所有のため専業林家は皆無である。

森林は、水源涵養、山地災害防止、地球温暖化抑止など多面的・公益的機能を持つが、長期的な木材価格の低迷や放置竹林の問題等により森林所有者の経営意欲が減衰し、林業従事者は減少している。また、高齢化、担い手不足が顕著となっており、林道整備の低迷等による作業コスト高もあって、適切に整備保全ができていない状態である。

#### <水産業>

本市の水産業については、定置網漁を中心とした沿岸漁業が営まれているが、担い手不足や高齢化もあって、漁業経営体は、平成15年の214

から平成 30 年には 137 と 36.0%減少するとともに、後継者不足(自家漁業の後継者がある経営体 H20:46 経営体(24.5%)→H30:20 経営体(15.0%))も顕著である。漁業生産額は、微増傾向(H22:5.7 億円→R1:6.1 億円)にあるが、将来にわたり漁業を続けていくため、資源を適正に管理しながら実施する資源管理型漁業の推進が必要となっている。また、生産者の減少や高齢化などの課題に対して、スマート漁業を取り入れた効率的な生産方法の推進が必要である。

ブランド化を進めている水産物の出荷額(育成水産物 H28:2,577 万円→R2:2,414 万円)は、伸び悩みの状況であり、経営の安定のため、今後、こうした水産物の生産拡大やブランド力の向上、安定供給などが必要となっている。

## イ 企業誘致と起業の促進

市内の事業所数は、昭和 61 年の 2,346 事業所から平成 28 年には 1,234 事業所、また、従業者数も 11,678 人から 8,056 人と大きく減少している。

企業の立地は、定住施策にとって欠くことのできない雇用創出と地域経済の活性化に大きなインパクトがあることから、これまで、過疎地域自立促進特別措置法等による優遇措置を活用するとともに、工場等の立地適地選定等を行うなど企業誘致や起業の促進に取り組んできた。

しかしながら、一部においては景気回復の兆しなどが見られるものの、地方都市においては、長引く景気低迷等による企業の投資意欲の減衰、また、特に第 2 次産業等における資本の海外移転など、依然として非常に厳しい状態にあり、市内の事業者等についても、事業拡大や新たな起業等は一部にとどまっているのが実態である。

## ウ 商工業振興

少子高齢化や人口減少に伴い、地域内の経済活動が年々衰退する中、製造品出荷額等(H6:188 億 48 百万円→R1:95 億 47 百万円)、卸売業年間販売額(H6:196 億 96 百万円→H28:52 億 69 百万円)及び小売業年間販売額(H6:290 億 93 百万円→H28:185 億 38 百万円)は、この 20 年間で大きく減少している。あわせて、市内の事業所数・従業者数も大きく減少しており、後継者不足の中、事業者の高齢化が進み、事業の継続が困難となっている。また、若者が希望する職場が少なく、若者定住・UI ターンの推進にあたって課題となっている。

特にものづくり産業が弱く、土産物のほとんどは市外産で、観光地としてのメリットである観光地での売上など各産業への波及効果が弱い状

況となっており、夏の丹後とり貝、冬の松葉ガニ、ブリなどの優れた食材について、さらなる価値付けと商品化が求められている。また、人口減少等により市内需要が減少していることから、都市部への販路拡大を進める必要がある。

商店街等の衰退により、地域のにぎわいや魅力が失われており、空き店舗の活用等によるにぎわいづくりや既存事業者のキャッシュレス化、インバウンドなど時代に応じた投資・経営改革を進める必要がある。

## エ 観光の開発

宮津市の観光入込客数は増加(H26:273万人(日帰り客216万人+宿泊者57万人)→R1:321万人(日帰り客256万人+宿泊者65万人))しているが、宿泊客は20%程度となっており、観光客の大半は日帰り客が占めている。観光入込客数の増加に伴い、観光消費額も増加(H26:89億円→R1:109億円)しているが、1人当たり単価は3,398円と京都市域(2万円超)の1/5以下にとどまっており、市域における観光消費額の拡大が課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年の観光入込客数(R1:321万人→R2:214万人)及び観光消費額(R1:109億円→R2:76億円)は大きく減少しており、感染防止と並行して観光需要の回復に向けた取組が強く求められている。

本市の魅力である豊かな歴史文化資源の観光活用及び情報発信が不十分で観光まちづくりに活かしきれていない状況にあり、本市の恵まれた海の幸・山の幸の食材の活用や、海・里・山、歴史文化などの地域資源を体験型の観光資源に活用するなど、付加価値を高めていくことが求められている。

近年、宮津市を訪れる外国人観光客は増加傾向(H26:1.9万人→R1:5.4万人)にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年3月時点では皆減となっている。外国人観光客の大半はアジアからの訪問であり、京都市内に多く滞在している欧米豪からの外国人観光客は少なく、アジアに加え今は少ない欧米豪からの外国人観光客も増やしていくためには、取り込みに向けたプロモーションや受入環境整備が必要となっている。

### (3) その対策

#### ア 農林水産業

##### <農業>

- ・生産の省力化と品質向上に向けて、AI や ICT 等先端技術を取り入れた

生産機器などの導入支援によりスマート農業を推進する。

- ・農地農業用施設の適切な管理や整備を進め、生産性の維持・向上を図る。
- ・有害鳥獣による農作物等の被害防止に向けて、防護柵等の設置を推進する。
- ・農業次世代人材投資事業などの活用により安定した経営の確立を支援し、新規就農者等の確保と育成を図る。
- ・ジビエ活用へ向けた加工技術の習得などの取組を支援する。
- ・京のブランド産品・特産物等の生産拡大と品質の向上を進めるとともに、収益性の高い施設型農業を推進する。
- ・「京都宮津オリーブ」の地域団体商標登録をはじめ、栽培・加工技術及び品質の向上や販路拡大によるブランドづくりを推進する。
- ・地元農産物について、市内の旅館・ホテルや飲食店などへの流通や、小中学校の給食等への使用など地産地消の取組を推進する。
- ・6次産業化や農水商工観連携の推進により、加工品の開発を進めるとともに、ECサイトを活用した販売など新たな販路拡大を図り、「地産外商」を推進する。
- ・農泊や体験農業の開業支援を行い、農林水産業における生産以外の所得向上と都市住民との交流を進める。

#### <林業>

- ・京都府や宮津地方森林組合と連携しながら、研修会や養成講座の開催等を支援し、林業労働者の確保と育成を図る。
- ・林業施設の適切な管理や整備、間伐や保育施業支援等を行い、生産性の維持・向上を図る。
- ・市行造林地における間伐等を計画的に実施するとともに、地域材の有効利用を進める。

#### <水産業>

- ・生産の省力化と品質向上に向けて、AI や ICT 等先端技術を取り入れた生産機器などの導入支援によりスマート漁業を推進する。
- ・京都府と連携しながら「海の民学舎」を運営するとともに、漁船・漁具などのリースに対する支援を行い、新規漁業就業者の育成や若手漁業者等の経営力の向上を図る。
- ・地域や府立海洋高等学校等と連携を図りながら、「丹後とり貝」をはじめとする既存ブランド産品の品質確保の取組を推進するとともに、「宮

津の食」を支える新たなブランドづくりを進める。

- ・漁港施設の保全や長寿命化対策を計画的に進め、生産性の維持・向上を図る。
- ・漁泊や体験漁業の開業支援を行い、農林水産業における生産以外の所得向上と都市住民との交流を進める。

## イ 企業誘致と起業の促進

- ・創業や事業承継に係る支援制度の創設や支援機関との連携により、支援体制を強化する。
- ・新規事業に取り組む人材を育成するとともに、育成した人材による事業の立ち上げを支援する。
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による税の優遇措置等を活用し、幅広い分野・事業を対象に積極的な企業誘致活動を行う。

## ウ 商工業振興

- ・市内事業所の DX 等新たな技術導入や生産性の向上のための設備投資を促進するなど、事業継続に対する支援を充実する。
- ・農水商工観連携等の各産業・事業者間の連携による宮津ならではの商品づくり、販路拡大の取組や地産地消等を推進する。
- ・地域商社の設立等「地産外商」を担う組織づくりや京都府やジェトロ(日本貿易振興機構)等と連携した市内事業者の輸出を支援し、販路拡大を図る。
- ・Web 技術を活用し、副業を希望する都市部住民等の人材を活用した IT 化の促進など市内事業者の活性化を支援する。
- ・道の駅(地域振興拠点施設)及びととまーと(漁師町観光商業センター)を活性化させるとともに、その効果を中心市街地のにぎわい創出へ波及させる。
- ・市外事業者の参入も含めた空き店舗の活用を図るとともに、地元住民も観光客も楽しめる魅力ある商業環境の創出による商店街等のにぎわいづくりを推進する。

## エ 観光の開発

- ・新たな観光戦略を策定し、計画的・効果的な観光施策を講じるとともに、海の京都 DMO や天橋立観光協会、各種広域協議会、関係府県・市町等と連携し、豊富な観光資源をいかした効果的な観光プロモーションや誘客施策を行う。



- ・宮津市の宝である天橋立をさらに磨き上げ、観光地としての魅力を高めるとともに、天橋立プラスワンとして新たな観光拠点づくりを進め、市内観光の周遊性を高める。
- ・ICTを活用した観光案内システムの導入を進めることにより、多言語対応などのサービス充実と効率的な観光案内を行う。
- ・観光サイン等のデジタル観光案内の整備を推進する。
- ・京都府立丹後郷土資料館を文化観光拠点として、旧三上家住宅等、本市の歴史文化施設や観光関連事業者が有機的に連携しながら、地域が一体となって文化観光を推進する。
- ・地域資源を活用し、ガストロノミーツーリズムやエコツーリズム、スポーツ観光、教育旅行など、新たなコンテンツや旅行商品の造成を進めるとともに、専門的なガイド等の育成など人材の確保を行う。
- ・地域社会と観光が共生するまちとして、SDGsに基づいたサステイナブル・ツーリズム(持続可能な観光)を推進する。
- ・各施設・個店における感染症予防対策の徹底や非接触型の顧客サービスの導入など、観光客が安心して楽しむことができる受入環境整備の支援や情報発信を強化する。
- ・外国人観光客に対応するための受入環境の整備(外国語表記、キャッシュレス化、多言語対応のガイド養成、体験メニュー造成)を進める。

#### (4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振 興	(1) 基盤整備	林道整備事業	宮津市	
	林業			
	(2) 漁港施設	海岸保全施設整備事業	宮津市	
	(3) 経営近代 化施設	有害鳥獣処分施設整備事業	宮津市	
	農業			
	(7) 商業			
	その他	中心市街地活性化事業	宮津市	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	観光施設整備事業	宮津市	
	(10) 過疎地域 持続的発展特			

	別事業 商工業・6次 産業化	商工業・6次産業化支援事業	宮津市	
--	----------------------	---------------	-----	--

**(5) 産業振興促進事項**

**(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種**

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
宮津市全域	製造業、情報サービス業等、農林 水産物等販売業又は旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

**(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容**

上記(3)及び(4)のとおり

当該事業の推進に当たっては、京都府や京都府北部6市町(福知山市・舞鶴市・綾部市・京丹後市・伊根町・与謝野町)をはじめ産学公など多様な主体との連携・協働を進め、取組の実効性を向上させる。

**(6) 公共施設等総合管理計画等との整合**

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 4 地域における情報化

### (1) 地域における情報化の方針

本市のほぼ全域に整備されている光ファイバー網を最大限に活用し、住民や来訪者等の利便性や満足度の向上、事業者の生産性の向上やビジネスモデル・組織の変革、地域コミュニティの維持等地域課題・社会課題の解決に向けて ICT 等の新たな技術の活用に積極的に取り組む。また、宮津市役所における ICT を活用した行政サービスの利便性向上、効率化等(市役所のデジタル・トランスフォーメーション)にも積極的に取り組んでいく。

### (2) 現況と問題点

市内のインターネット環境は、平成 13 年に市街地 3 地区(宮津、上宮津、栗田)で民間主体の光ファイバー網が開通し、残る 7 地区(由良、吉津、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷)については、平成 23 年 3 月に公設民営方式による光ファイバー網が開通し、市内全域が高速通信区域となっている。

また、携帯電話等通信エリアについては、公設民営方式による基地局整備等によって通話エリアを拡大してきたこともあり、令和 2 年度末時点の携帯電話不通集落は 1 地区となっている。

これら近年の整備により、市内の情報通信環境の格差は概ね解消されており、今後は情報通信基盤を活用して、地域経済活動や市民生活条件の向上につなげていくことが求められる。

### (3) その対策

- ・ ICT 社会の進展のなかで、地域経済活動や市民生活条件の向上につなげていくため、情報通信基盤を活用できる人材の育成を図る。
- ・ 新たな情報通信サービス等を構築・運営するための拠点機能の充実や光ブロードバンド施設の改修・新設等により情報過疎の解消を図る。
- ・ 電気通信施設等情報化のための施設整備や行政サービスの電子化等を進め、市民サービスの向上を図る。

### (4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用	防災行政用無線施設整備事業	宮津市	

	無線施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビジョン放送等難視聴解消施設整備事業	宮津市	
	ブロードバンド施設	地域情報化施設管理事業	宮津市	

**(5) 公共施設等総合管理計画等との整合**

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

安全の根幹となる社会基盤の着実な整備を図り、安心して快適に暮らせるまちを目指し、道路の整備や長寿命化など市民生活の基盤となる社会インフラの着実な整備を進める。

交通手段の確保に向けて、持続可能な公共交通を確立し、あわせて、先端技術を活用したシームレスな(継ぎ目のない)移動しやすいまちを目指し、利便性の向上や利用促進策の実施、運行主体への支援により、市全体の安定的で持続可能な公共交通を確立するとともに、自動運転バスや e-Bike、小型電動自動車等の新たな移動手段の導入の検討を進める。また、京都丹後鉄道の強靱化・長寿命化など、災害に強い安全安心な公共交通インフラの構築を支援・実施する。

### (2) 現況と問題点

#### ア 道路・橋梁

高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラの老朽化が全国的に深刻な事態となっており、本市においても老朽化対策は急務となっている。また、近年、通学時の児童や散歩中の園児らが死傷した事故が多発しており、道路管理者による通学路等の安全対策も急務となっている。

#### イ 公共交通対策

人口減少や自動車の普及、新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の落ち込みに伴い公共交通利用者が減少しており、鉄道利用者は、平成 27 年度の 186 万人(うち定期利用 100 万人)から令和元年度は 158 万人(△15%)(うち定期利用 78 万人(△22%))に減少している。バスは、平成 25 年度より 2 市 2 町で 200 円バスが導入され、平成 30 年度には 200 円バス導入前と比べ、利用者数 2 倍、運賃収入 1 倍を達成し、利用者数は、平成 29 年度 30.3 万人、平成 30 年度 33.7 万人、令和元年度 34.2 万人と増加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は 23 万人と対前年約 30%減となった。このような状況ではあるが、鉄道とバスは市民の重要な基幹交通であり、確保維持が必要である。そのほか、交通空白地有償運送、栗田地区で実施の 200 円タクシーなど地域実情や特性に応じた地域内交通の確保維持が必要となっている。

あわせて、MaaS(モビリティ・アズ・ア・サービス)などの先端技術を活用した多様な移動ニーズへの対応や安全、安心な公共交通インフラの確保や鉄道の基盤設備(駅舎・軌道)の老朽化対策も必要となっている。

### (3) その対策

#### ア 道路・橋梁

- ・国道 178 号(日置～伊根町)の強靱化及び都市計画道路本町宮津停車場線の拡幅整備に向けた取り組みを進める。
- ・集落間を結ぶ主要市道等については、幅員確保等の整備を進めるとともに、市街地等の生活道路については、通学路安全対策をはじめ、側溝整備に併せた有効幅員の確保、景観形成に資する美装化等の対策を講じる。
- ・橋りょうの長寿命化整備等を行う。
- ・安全で安心な歩行空間の整備及び自転車走行環境の向上に取り組む。

#### イ 公共交通対策

- ・宮津市全体の公共交通の在り方を定めた「地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通を確立する。
- ・バス路線の維持や交通空白地有償運送等地域主体の取組を継続して支援するとともに、福祉施策との連携により高齢者等の移動手段を確保するなど、地域の移動手段を確保する新たなニーズに対応する。
- ・バスやタクシー、交通空白地有償運送の担い手確保・育成を支援する。
- ・更なる利用促進に向け、地域間交通と地域内交通の乗り継ぎ券の配布、飲食店等と連携した新たな利用促進策の展開などに取り組む。
- ・JR、京都丹後鉄道及び丹海バスなどの交通機関や海の京都 DMO との連携を強化し、北近畿の周遊性を向上させる。
- ・広域移動の利便性向上に向け、京阪神等との都市間交通を支援する。
- ・公共交通空白地有償運送等への MaaS の導入や、ローカル 5G などの最新技術を活用した自動運転バスの実証実験など、新たなモビリティサービスによる持続可能な公共交通を推進する。
- ・ラストワンマイルに対応した e-Bike や小型電気自動車の導入などを検討し、シームレスな市内交通を目指す。
- ・京都府北部の重要な基幹交通である京都丹後鉄道の強靱化、長寿命化等を推進する。
- ・安全に路線バスが利用できるよう、危険なバス停の移設に取り組む。

#### (4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1)市町村道 道路 橋りょう	市道整備事業 橋梁整備事業	宮津市 宮津市	
	(5)鉄道施設等 鉄道施設	KTR 支援事業 ターミナルセンター整備事業	宮津市 宮津市	
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業			
	公共交通	公共交通維持対策事業	宮津市	

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 6 生活環境の整備

### (1) 生活環境の整備の方針

市民が安心安全に、快適でゆとりのある暮らしをおくることができる「住んで良し」のまちづくり、「住み続けたいまち」としての条件整備を進めるため、多様化高度化する市民ニーズに応えられる生活環境関連施設整備等を計画的に進める。

### (2) 現況と問題点

#### ア 水道、下水道処理施設等の整備

##### <水道>

根幹的な生活条件である水道について、水道事業、飲料水供給施設により給水しており、ほぼ全世帯に水道水を供給できている。

給水人口の減少や節水意識の高まり等により、使用水量が減少している中で、浄水場の統合整備や耐震化を進めているが、施設の老朽化による故障や漏水が多発している状況にある。

##### <下水道等>

下水道等による水洗化は、市民の生活条件の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全、また、都市部からの転入者にとっては必須の生活基盤であることから、これまで、下水道計画区域内における下水道事業の推進及び下水道計画区域外における浄化槽の普及を促進してきた。

令和2年度末における市内の水洗化率は81.1%であり、平成25年度末の57.8%から大きく向上しているが、京都府全域の水洗化率98.4%と比べると、依然として低い水準にとどまっている。

また、今後、老朽化施設及び耐用年数超過の施設が増加することから、計画的な更新及び長寿命化が必要となっている。

加えて、近年増加しているゲリラ豪雨等による内水浸水被害について、雨水処理対策が必要となっている。

##### <し尿処理とごみ処理>

くみ取りし尿については、公共下水道と浄化槽の普及により水洗化が進む中で、処理規模は年々減少しているが、市内全戸の水洗化には時間を要すること、また浄化槽汚泥等については水洗化後も引き続き処理しなければならないことから、今後においても、これらの処理施設は必要である。しかしながら、昭和39年建設の宮津市し尿処理施設は、耐用年数を大きく超過しており、老朽化も著しいことから、新たな処理施設として下水道希



積投入施設の整備を進めている。

ごみについては、広域処理を行うため、宮津市、伊根町及び与謝野町を構成市町とする宮津与謝環境組合を設置し、新たなごみ処理施設として宮津与謝クリーンセンターを整備し、令和2年7月から稼働している。

## イ 消防防災施設等

本市における消防体制は、宮津市、伊根町、与謝野町を構成市町とする宮津与謝消防組合の常備消防と、市民で組織する非常備の消防団、自衛消防隊組織が相互に補完しながら対応している。また、防災体制は、宮津市及び京都府関係機関並びに消防団、自主防災組織等が緊密に連携しながら当たっている。

消防団等については、火災時の初期消火対応及び地域防災の要として極めて重要な役割を果たしているが、地域の少子高齢化、若年人口の減少などにより、団員の確保がままならず、平成22年の469人から令和2年は360人と激減している。

防災等施設・設備面においては、避難所備品や消防用無線のデジタル化等の整備が進む一方、消防資機材の老朽化や防災行政無線の長寿命化等が課題となっている。

近年のゲリラ豪雨などに対応するハード・ソフト両面の対策、東日本大震災の教訓を踏まえた津波被害に対する備えに加え、本市は高浜原子力発電所 UPZ 圏内に位置することから、高浜原発で過酷事故が発生した場合、最悪の想定では宮津市全域が広域避難となる。国、府、地域等と連携し、実効性のある避難体制を構築する必要がある。

## ウ 公営住宅等

公営住宅は、低廉な家賃で住宅を供給することで住宅に困窮する低所得者の定住に寄与するものであるが、建物の老朽化が進む中、極めて厳しい財政状況等により建替や新規建設をすることができないため、計画的・効率的な設備等の更新を行う必要がある。また、人口減少もあいまって、入居率が減少しており、今後は、施設の長寿命化とあわせて老朽住宅の廃止や集約に取り組んでいくことが必要である。

## エ 防犯

宮津与謝管内の犯罪認知件数は、平成20年の425件から平成30年には124件と減少傾向にあるが、特殊詐欺など手口が巧妙化、多様化している。また、日本三景天橋立を有する観光地として多くの来訪者がある

中、車上狙いや特殊詐欺等の市外からの犯罪者、不審者等による被害も発生している。

### (3) その対策

#### ア 水道、下水道処理施設等の整備

##### <水道>

- ・宮津市水道事業ビジョン(経営戦略)に基づき、IoT を活用した効率的な水道施設の維持・整備・統廃合に取り組み、健全かつ安定的な事業運営を行う。

##### <下水道等>

- ・下水道施設においては令和元年度に概成したことから、水洗化 100% を目指し、今後は広報等の周知や排水設備整備補助等による接続率向上を図る。
- ・下水道計画区域外については、浄化槽設置補助等による水洗化普及を促進する。
- ・ストックマネジメントを策定し、施設の適切な維持管理と計画的な更新を行う。
- ・内水浸水対策として、雨水公共下水道施設の整備を進める。

##### <し尿処理とごみ処理>

- ・ごみの適切な分別の徹底、資源化、再利用、食品ロス削減、不法投棄ゼロ等の啓発を強化し、清掃ボランティアを支援するなど市民、地域とともにごみの減量化、不法投棄撲滅を図る。
- ・宮津与謝環境組合等と連携し、全てのプラスチックごみの再資源化に向けた準備を進めるとともに、引き続き安定したごみの適正処理を進める。
- ・水洗化による適正処理を行うため、下水道希釈投入施設の整備を進める。

#### イ 消防防災施設等

- ・市防災体制の向上・強靱化を図るため、消防ポンプ自動車等非常備消防資機材の更新や消防水利の改修整備など消防施設の整備に努める。
- ・地域防災の要である消防団組織を維持するため、消防団員の確保に向けた事業所や地域・各種団体等との連携した取組を進める。
- ・原発事故等に係る実効性のある避難対策の確立に向けて、原発事故等に係る広域避難を含めた実効性のある住民避難訓練等を実施するとと

もに、複合災害への対応等も含めて国・府・他関係自治体、地域との協議・調整を進める。

- ・災害時における住民等への情報伝達強化のため、メール配信システムや防災行政無線の整備等複合的に発信手法を整備するとともに、避難所の整備等防災環境の充実に努める。

#### ウ 公営住宅等

- ・市営住宅の適切な修繕など施設の長寿命化や入居率の向上、老朽住宅の廃止、集約に取り組む。

#### エ 防犯

- ・防犯カメラとドライブレコーダーの活用を推進し、新たな情報通信技術を活用しながら犯罪の抑止力を高める。
- ・防犯意識の向上に向けて、みやづ情報メール、京都府安心安全メールの登録の推進や SNS 等様々な情報ツールを活用した防犯対策の啓発を進める。

#### (4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道	水道施設整備事業	宮津市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水処理施設整備事業 都市下水路整備事業	宮津市 宮津市	
	その他	個人設置型浄化槽整備事業	宮津市	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	宮津市	
	(6) 消防施設	防災行政無線施設整備事業 消防施設整備事業	宮津市 宮津市	
	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業			
	防災・防犯	防犯カメラ設置事業	宮津市	

**(5) 公共施設等総合管理計画等との整合**

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

子どもや子育て家庭が地域の中でしっかりと支えられ、誰もが安心して出産や子育ての希望をかなえることのできるまちを目指し、妊娠から出産、子育てまでを切れ目なく支援し、安心して出産できる環境づくりや保育サービスの充実等、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組む。また、子育てサークルの育成等親の子育て力を高め、地域ぐるみで「子育て、子育てができるまちづくり」を進めるとともに、保幼小の連携等により、子どもの育ちを切れ目なくサポートし、次代を担う子どもたちの豊かな感性を育む。

高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちを目指し、高齢者の自立支援や重度化防止等、介護予防に向けた取組を進めるとともに、住民と連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりとなる生活支援サービス体制の充実や、認知症になっても自分らしく生活することができる地域づくりや介護保険事業の健全な運営とともに、地域包括支援センターの機能強化など地域包括ケアシステム等を一層深化・推進し、安心して住み慣れた地域で介護を受けられる地域づくりを進める。

障害のある人もない人も、個人として尊重され、それぞれの役割と責任を持って、社会活動に参加し、支え合い暮らせるまちを目指し、障害への理解を深めるとともに、障害者の就労・雇用の促進や在宅生活の支援等により、障害のある人の地域生活を社会全体で支える地域づくりや施設等のバリアフリー化を進め、障害がある人もない人も、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める。

### (2) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

出産可能年齢の女性の減少もあり、年間出生数は平成27年以降100人を下回るとともに、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率も1.65(H20～H24)から1.54(H25～H29)と下がっている。これにより、就学前児童数は今後5年間で566人(R1実績)から420人(R6推計)まで減少する見通しとなっている。このような中、安心して出産できる環境づくりに向けて、母子手帳交付時の面談や産婦健診などにより、産後うつなど支援が必要な母子の早期把握が必要となっている。

核家族化の進行、女性の就業率の上昇など、女性にとって子どもを生み育てる環境は厳しく、子どもを安心して生み育てられる環境づくりや

地域ぐるみで「子育て、子育てができるまちづくり」の実現が重要となっている。

## イ 高齢者福祉対策

65歳以上人口は平成28年をピークに減少傾向にある中、65歳未満人口の減少率が大きく、介護を支える世代が急激に減少している。一方、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、後期高齢者は増加することから、介護保険の安定的な経営が課題となっている。また、人口の高齢化とともに認知症高齢者の割合も増加しており、認知症の本人やその家族が交流・社会参加する機会がさらに必要となっている。

現在、要介護認定率は25.9%(R2.3)であり、要支援・要介護1の比較的軽度の認定率が高い状況にあるが、要介護認定率は今後も上昇する見込みとなっている。また、今後の後期高齢者数の増加により、介護サービス費の増大が懸念される。

## ウ 障害福祉

本市の障害者数は横ばいとなっているが、障害当事者の高齢化が進み、障害の重度化・重複化の傾向が高まっている。障害者一人ひとりの障害特性やライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援により、障害のある人の地域生活を社会全体で支える地域づくりが求められている。

### (3) その対策

#### ア 子育て環境の確保

- ・一般不妊治療に対する助成など妊娠を望む夫婦を支援する。
- ・「産婦健康診査」や「産後ケア事業」、「産前・産後サポート事業」など、ニーズを把握しながら、妊産婦に対する心身のケア、育児支援を充実する。
- ・幼児期の教育・保育サービスの充実に向けて、保育所等における一時預かりや休日保育、公立幼稚園における給食などを実施する。
- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、多子世帯やひとり親世帯に係る保育所保育料の継続した軽減などを実施する。
- ・男性の育児・家事教室の開催や、祖父母の孫育て講座などを開催するなど子育てや家事の負担が女性に集中するワンオペ育児の解消に取り組む。
- ・働きながら安心して子育てができる環境をつくるため、伊根町、与謝野町と共同で宮津与謝病児保育所「りりふる」を運営するなど取組を

進める。

- ・ SNS 等を活用した総合的な子育て支援情報の提供に取り組む。
- ・ 地域ぐるみでの子育て活動を進めるため、子育て支援センター「にっこりあ」と連携し、子育てサークルの育成や NPO などの担い手支援などを実施する。
- ・ 就学に向けて子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・小学校や京都府幼児教育センターが積極的に連携し、質の高い乳幼児教育を推進します。

## イ 高齢者福祉対策

- ・ 見守りや声かけなど地域一体となって支え合う住民主体の支え合いの仕組みづくりを行い、ゴミ出しなど生活上の困りごとを助ける生活支援サービス体制を充実する。
- ・ 認知症サポーター養成講座等の開催により、認知症やその対応方法について理解を深め、サポーターの見守りや支え合い活動への参加を推進する。
- ・ 地域包括支援センターの機能強化、多職種協働による在宅医療・介護連携の強化、地域ケア会議の充実など、地域包括ケアシステムを推進する。
- ・ 介護予防事業などにより要介護状態の重度化を防止するとともに、居宅サービスや地域密着型サービスなど在宅生活を支えるサービスを充実する。

## ウ 障害福祉

- ・ 保健師や就学前施設との連携により、療育が必要な子どもの早期の療育開始につなげるとともに、療育の場の確保、質の向上により、障害児療育を充実する。
- ・ 交流会、養成講座を行い、ボランティアの育成・活動支援を進める。
- ・ 保健・医療・福祉分野等、在宅療養多職種と連携し、障害のある人の在宅生活を支援する。
- ・ 障害者の就労の場、生活の場を提供する事業所の施設整備について支援する。
- ・ 障害の有無等にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、住環境の整備・改善や道路、公共施設等のバリアフリー化を推進する。

(4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環 境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(3) 高齢者福祉 施設 その他	福祉施設改修事業	宮津市	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



## 8 医療の確保

### (1) 医療の確保の方針

安心して医療が受けられ、市民一人ひとりが健康づくりに意欲を持ち、誰もが望む健康長寿が実現できるまちを目指し、人口減少などに対応した地域医療の在り方を検討し、将来にわたる地域医療を確保する。

### (2) 現況と問題点

橋北地域には診療所が3か所(府中、日置、養老)あり、いずれも市施設を貸与し民間運営がされているが、施設の老朽化が著しい中で、将来的な在り方の検討が必要となっている。また、地域の中核医療機関である京都府立医科大学附属北部医療センターは、令和2年にはがん病棟が開設されるなど機能充実が図られているが、主たる施設である本館、北棟が老朽化している。

人口10万人当たり医師数は京都府314.9人に対し、丹後地域は175.3人と少なく、京都府保健医療計画でも丹後圏域は最も重点的に医師確保が必要との位置付けとなっている。

### (3) その対策

- ・ 休日応急診療所及び在宅当番医制度により、休日における医療機会を確保する。
- ・ 人口減少や施設の老朽化等を踏まえて、橋北地域の医療の在り方を検討する。
- ・ 過疎地域における遠隔医療の実施に向け検討を進める。
- ・ 医師、看護師の修学資金貸付制度により、地域医療を支える人材を育成、確保する。

## 9 教育の振興

### (1) 教育の振興の方針

学校教育では、就学前から10年間を見据えた小中一貫教育を通じて、子どもたちが質の高い学力を身につけ、心身ともに健やかで「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持った子どもに成長していけるまちを目指し、ICT活用による個別最適な学び、協働的な学びの推進など、教育の質を向上させ、教育環境を充実する。また、夢や志、豊かな感性にあふれ、ふるさと宮津に愛着を持った国際感覚豊かな子どもを育むとともに、地域と一体となって、ふるさと宮津を愛し、誇りに思う子どもたちを育む学校づくりを進める。

社会教育では、多様な学習機会を創出し、生涯にわたりいきいきと学び続けられるまちを目指し、公民館活動等による学習機会の提供や図書館機能の向上により、ライフステージに応じた学習や活動の場を充実する。また、PTA活動等を通じ、保護者に対する学習・交流の機会等を充実し、家庭の教育力を高めるとともに、地域学校協働活動等により地域の人々の知識や技術、学びの成果を地域に還元するなど地域の教育力を高める。

### (2) 現況と問題点

#### ア 学校教育

全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の算数などに課題があり、基礎・基本の徹底、論理的思考力や表現力の育成、ICTを活用した学習意欲の喚起などにより、質の高い学力の充実・向上を図る必要がある。また、新学習指導要領で導入された小学校での外国語教育やICTを活用した授業などの円滑な推進のため、教育環境の充実が求められている。

小中一貫教育を導入し、質の高い学力の充実・向上、ふるさとみやづ学の取組を進め、地域と一体となった学校づくりをスタートする中で、これらの取組を継続し、子どもたちが質の高い学力を身につけ、心身ともに健やかで「ふるさと宮津」に誇りや愛着を持った子どもに成長していけるようにする必要がある。

#### イ 社会教育

一人ひとりのライフステージに応じた学習や活動の場を設けるため、各地区公民館活動、高齢者大学、中学生の主張大会、図書館講座等を実施しているが、高齢化や人口減少に伴い各地区での活動の縮小、参加者の固定化や減少等、地域による課題も顕在化してきている。

これまでの個人の学びから、「学びを通じた人間関係づくりや社会参

画]、「学習成果をいかした地域づくり」につなげるため、市民が主体的に生涯学習に取り組み、学習の成果を活かすとともに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることや地域の課題を解決すること等、大人自身が学習し、その成果を地域社会に還元するなど地域の教育力を高める取組を推進する必要がある。

### (3) その対策

#### ア 学校教育

- ・認知能力と非認知能力を一体的に育ていけるように、就学前から 10 年間を見据えた小中一貫教育の更なる推進や保幼小中高連携を進める。
- ・「基礎・基本の徹底」「論理的思考力や表現力の育成」「ICT を活用した学習意欲の喚起、個別最適な学びと協働的な学びの実現」を軸に、一人ひとりに応じた学力向上対策を展開する。
- ・子どもたちの健やかな心身を育むため、学校等で、体を動かす習慣を身に付け、運動・スポーツの楽しさを味わい、体力や運動能力を高める取組を進める。
- ・子どもたちがいきいきと学び、安全・安心に学校生活を送れる環境を整えるため、トイレの洋式化や校舎等の長寿命化、スクールバスの整備などを進める。
- ・公立幼稚園での学校給食の実施とともに、安全・安心な学校給食を維持・充実させながら、更なる食育の推進を図る。
- ・子どもたちが安全・安心に放課後等を過ごせるように適切な遊びや生活を提供する場所である、のびのび放課後児童クラブの受入環境を充実する。
- ・小中一貫教育の独自の教育課程「ふるさとみやづ学」を展開する。
- ・特別支援教育を充実し、一人ひとりに寄り添う指導と支援を進める。

#### イ 社会教育

- ・公民館活動等を通じ、住民ニーズや現代的課題などに関する学習活動を推進する。
- ・生涯学習の拠点施設としての図書館利用を促進するため、高校生や勤労者を対象とした図書館講座を実施するとともに、移動図書館車、地区公民館(図書室)の利便性向上に取り組む。
- ・公民館や体育館、集会施設等の整備等を進める。
- ・地域学校協働本部を設置し、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)で地域と学校が連携・協働し、自然や歴史、生活文化等を題材と

した宮津ならではの地域学校協働活動を展開する。

#### (4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振 興	(1) 学校教育関 連施設			
	校舎	学校教育施設整備事業	宮津市	
	スクールバ ス・ポート	スクールバス購入事業	宮津市	
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	公民館整備事業	宮津市	
	集会施設	集会施設整備事業	宮津市	
	体育施設	社会教育施設整備事業	宮津市	
その他	みやづ歴史の館整備事業	宮津市		

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 10 集落の整備

### (1) 集落の整備の方針

人と人がつながり、温もりとやさしさあふれる地域コミュニティが大切にされ、人が元気で輝けるまち、まちづくりの主人公である市民と行政、民間団体等が、対等の立場で連携し、互いの得意分野を活かし、地域の課題解決やまちづくりに一緒に取り組むまちを目指し、地域コミュニティの基礎である自治会について、今後の持続可能な自治組織の在り方など検討するとともに、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、地域間交流や大学等との連携、地域おこし協力隊の導入などにより、地域と行政等が一緒になって課題解決に取り組む協働のまちづくりを進める。あわせて、外部専門家等の知見も得て、地域の次代を担い活躍する若手人材を育成することにより、地域の活性化を図る。また、日本語教室の開催など外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進め、地域で住民と一緒に安心して暮らせる共生社会を築く。

### (2) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の進捗により、地域コミュニティの担い手の減少や自治体の財政運営が悪化するとともに、地域の抱える課題は、価値観やライフスタイルの変化などに伴い、ますます複雑・多様化している。また、102自治会(自治連100自治会)での自治会加入世帯割合は、令和2年4月1日現在、77.43%であり、平成22年4月1日現在の83.74%から減少傾向にある中で、地域協働、地域力向上の取組として地区自治連単位で地域会議を運営しているが、人口減少や自治会加入率の減少により、今までどおりの地域活動や自治会活動が難しい地域も出て来ている。

行政が全てのニーズに対応・解決を図ることは財政的・人的にも困難であることから、市民とともに公的な課題に取り組み、「共助」を広げて乗り越えていく必要があり、地域活動組織(自治会・地域会議・市民団体等)においては、構成人数や新たな参画者数が限られることから、各組織間の連携や組織外部(大学や都市部住民等)の担い手や協力者の確保がますます重要となっている。

在住する外国人向けの雇用、医療、福祉、出産・子育て、教育等の生活に係る情報提供や外国人観光客等に対して適切な災害情報、防災情報の発信が不足している。

### (3) その対策

- ・地域コミュニティの基盤強化に向けて、(一財)自治総合センターの助成制度等も活用しながら、自治会等のコミュニティ活動を支援する。

- 地域課題の解決に向けて集落支援員や地域力創造アドバイザー、地域おこし協力隊等を地域へ導入する。
- 地域自らが取り組む地域課題の解決やまちづくり活動等を協議、企画立案する地域会議の取組を支援するとともに、地域間や若者世代の取組を促進する。
- 地域が自ら行う課題解決や将来あるべき姿の実現に向け、大学等の持つリソースや外部専門家等の活用などにより、地域課題解決に取り組む地域を支援する。
- 外部専門家の知見を得て、地域づくりにチャレンジする次代を担う若手人材等を育成し、地域による新たな事業化を支援する。
- 多言語音声翻訳技術等やさしい日本語を用い、外国人にわかりやすい行政情報・生活情報・防災情報をきめ細かに発信する。
- 地域住民による日本語教室を開設するとともに、雇用、福祉、教育などの相談体制をつくり外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進める。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 地域文化の振興等の方針

豊かな歴史文化を継承・活用し、「ふるさと宮津」に誇りと愛着が持てるまちを目指し、指定・未指定を問わず市内の有形無形の歴史文化資源を悉皆的に調査して総合的に把握することで、その特質や価値を明らかにし、未来に伝えていけるよう、文化財の保全施策を進めていくとともに、本市の豊かな歴史文化の特質や価値について、普及啓発活動を通じ広く市民への共有を図り、ふるさとを愛する心を醸成する。

市民による文化芸術活動を通じて、豊かな心と体を育むことを目指し、文化団体協議会の活動支援や文化活動の活性化、小中学生が文化に触れる機会づくりを通じ、市民の創作活動、自主的・創造的な文化芸術活動を促進する。

### (2) 現況と問題点

本市は古代中世の丹後国府が、近世には宮津城下町が所在し、各時代の歴史に彩られた多くの有形無形の文化財が今に残る。このような歴史資源の保存と活用を通じ、市民の地域への誇りと愛着を醸成しつつ、まちづくりにも活かせるような、総合的な文化財保存・活用施策の推進が求められている。また、平成19年から取組を続けている天橋立世界遺産登録に向けては、暫定リストの状況把握や市民意識の醸成等各種取組を推進することが必要である。

市民による文化芸術活動については、担い手の高齢化等により、地域の文化を支える力が弱まっており、新たな文化の創造も含め、若い世代の文化活動への参加が望まれている。

### (3) その対策

- ・文化財保存活用のマスタープランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定し、計画的に事業を推進する。
- ・国の特別名勝「天橋立」の持つ「顕著な普遍的価値」の調査研究を進めるとともに、その価値や魅力を市内外に広く発信等して、世界遺産登録に向けた活動を推進する。
- ・国選定「宮津天橋立の文化的景観」に宮津地区の追加選定を目指すとともに、「重要な構成要素」となる建造物等の修景事業を進める。
- ・市内の重要遺跡の確認調査を継続的に実施し、調査成果の普及啓発活動を通じ、埋蔵文化財の保全に努める。
- ・社寺等が実施する文化財の修理事業等の保全の取組を支援し、その活用の仕組みを構築する。

- ・無形の民俗文化資料の調査等を通じ、地域の伝統文化・芸能の保全・継承を図る。
- ・本市の豊かな歴史や文化に触れて理解することができるよう、展示ガイドダンス機能の充実を図るとともに、府立丹後郷土資料館と連携した取組を推進する。
- ・市民や来訪者が歴史文化に触れて親しむ機会を創出するため、「重要文化財旧三上家住宅」などのユニークベニュー活用を進める。
- ・市民の文化活動の活性化を図るため、活動、発表の機会を充実するなど、市民の創作活動、文化芸術活動を促進する。
- ・歴史的建造物や公的空間等を活用し、音楽会等の文化・芸術に触れる機会を創出する。

#### (4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	旧三上家住宅整備事業	宮津市	

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

地球環境負荷の小さなまちを目指し、再生可能エネルギーの普及や電力の地産地消、環境負荷の小さい楽しく豊かな暮らしや経済活動の普及啓発など、脱炭素社会の構築に向けた取組を強力に推進する。また、森林管理の適正化や阿蘇海の環境改善など、豊かな自然環境を守り次世代へ継承する取組を進める。

### (2) 現況と問題点

#### ア 再生可能エネルギーの導入・利用促進

地球規模での気候変動が、人の生活へ様々な弊害をもたらしており、SDGs の取組などと連動した脱炭素社会の構築が喫緊の課題となる中、天橋立をはじめとする豊かな自然環境の継承と持続可能な社会づくりを推進するため、令和2年6月に市として「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す」ことを表明した。一方、市内には太陽光や木質バイオマスなどエネルギーとして利用可能な資源が賦存しているが、これらを十分に活用できていない。

#### イ 環境の保全・資源の活用

本市は、丹後天橋立大江山国定公園地区の府内有数の落葉広葉樹林帯や山岳景観など多様な自然資源に恵まれている。また、大規模な開発等が行われてこなかったことから、現在でも森林面積が市域の78.3%を占めており、二酸化炭素増加抑制に大きく貢献している一方、適正に管理されていない森林も多く、また拡大している状況である。

また、海洋資源においては天橋立を中心に宮津湾、阿蘇海に面している。しかしながら阿蘇海では水質環境の悪化が問題となっており、水質改善に取り組んでいるものの、その効果は不十分な状況である。加えて、海洋プラスチック問題など、新たな世界的環境課題への対応が求められている。

### (3) その対策

#### ア 再生可能エネルギーの導入・利用促進

- ・本市の地域特性を踏まえ、太陽光や風力、バイオマス、小水力などの再生可能エネルギーによる発電の導入、拡大を図る。
- ・学校や公共施設などの省エネの推進や再生可能エネルギー電力調達率の拡大を進めるとともに、京都府や関係機関と連携し、一般家庭の再

生可能エネルギー電力使用を促進する。

- ・経済活動と環境保全を両立した経済社会への転換に向け、市が率先してグリーン調達を進めるとともに市内事業所の環境配慮型経済活動への転換を促進する。

## イ 環境の保全・資源の活用

- ・森林環境譲与税などを活用した森林の適正管理を進めるとともに、豊かな森林を育てる啓発活動等に努める。
- ・「外海と同じくらいきれいで豊饒な阿蘇海」を目指して、富栄養化の原因となる流入水質の改善、清掃活動と市民意識の醸成など阿蘇海を守り育てる取組を進める。
- ・水洗化による流入水質の改善、海底清掃や海浜の景観保全、海岸漂着物への対応など、海域の環境改善の推進に努める。
- ・廃プラスチックの削減、適正処理など、海洋プラスチック問題に取り組む。
- ・丹後天橋立大江山国定公園の魅力ある地域資源の利活用や自然環境保全を推進する。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 商工業・6次 産業化	商工業・6次産業化支援事 業	宮津市	創業支援や 6次産業化 を支援する ことにより、 今後の産業 振興を図る。
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	公共交通維持対策事業	宮津市	地域の公共 交通の運営 等を支援す ることによ り、将来に渡 って地域交 通網の維持 を図る。
5 生活環境 の整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 防災・防犯	防犯カメラ設置事業	宮津市	防犯カメラ の設置によ り、住民や観 光客の安心 安全につな げ、地域の持 続的発展を 図る。